

- ② 大学・大学院等の講座の指定範囲の拡大
- ③ 支給実績がない講座の再指定不履行
- ④ 趣味的・教養的受講者の排除
- ⑤ 訓練目標の明確化、訓練内容の受講者への明示を義務づけ

(2)平成14年10月指定より、

- ① 公的職業資格、修士等の取得を訓練目標とする講座を指定
- ② ①に準じて訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能である講座を指定

(3)平成15年4月指定より、

- ① 平成14年4月指定から引き続き基礎的・入門的レベル（OA機器操作技能の指定レベルの引き上げ）の講座を排除

等、講座指定の重点化を図ってきた。

さらに、平成15年11月1日に指定基準を改正し、

- ① 販売活動の適正化（指定講座にかかる販売、勧誘、募集活動の適正化を図るための措置を講ずること等）
- ② 受講料設定の適正化（他の同様の訓練に係る費用の水準等からみて適正であること等）
- ③ 教育訓練目標となる資格の受験状況等の把握を行うとともに、その受験状況、結果等教育訓練効果が十分に認められるものを指定等、さらなる講座指定の重点化及び制度の適正な運営に係る措置を講じている。

教育訓練給付制度 指定講座数および指定講座を有する施設数(H17.4.1現在)

